

(再度お知らせ) 経営事項審査の制度改正に伴う再審査の申立てについて

令和3年4月から、評価項目に「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (W10)」が追加されるなど、経営事項審査の評価方法が一部変更されました。

これに伴い、令和3年7月29日まで再審査を受け付けますので、希望される場合は再審査の申立てをしてください。

※ 制度改正の内容及び再審査の申立ての方法については、詳しくは県HP「建設業経営事項審査の制度改正について (令和3年4月)」のページを確認してください。

記

1 再審査の対象

再審査申立ての時点で、旧申請による経審結果通知書の有効期間 (審査基準日から1年7か月) が残っている者。

<注意1> 前回受審した審査基準日時点で評価の要件を満たしていることが必要です。

<注意2> 入札参加資格審査(格付)におけるCPD取得の評価について

令和3年秋以降に、次回(令和4・5年度分)の県工事に係る有資格者業者名簿の申請受付を予定しております。

これまでは、格付を行う5業種のうち、土木一式・建築一式において、主観点数として、CPD・CPDSの取得UNIT数に応じた加点を実施してまいりましたが、今般の制度改正において、CPD(CPDS)取得に対する評価が、経営事項審査の評価対象項目となったことから、次回の格付においては、主観点数としての加点は行わない可能性があります。したがって、CPD(CPDS)取得に対する評価を受けるためには、今回の経営事項審査の再審査を確実に受審されるよう御検討ください。

なお、次回格付の評価対象項目の詳細は、令和3年7月以降に実施する業者研修会にて説明する予定です。

2 再審査申立ての受付期間

令和3年4月1日(木)(制度改正の日)から **令和3年7月29日(木)まで** (120日間)

3 再審査手数料

無料

4 提出書類

別添のとおり。

※ 記載方法等は、必ず県ホームページを確認してください。

5 提出先

管轄の土木事務所又は西臼杵支庁(管理課に直接持ち込みはできません。)

6 結果通知書

土木事務所又は西臼杵支庁で受付後、結果通知書の発送まで2~3か月を要します。

再 審 査 提 出 書 類 チェックリスト (R3.4制度改正分)

共通提出書類 (必ず提出する書類)		全業者必要	チェック欄
1	(第25号の14)経営規模等評価申請書・総合評定値請求書		
2	再審査申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し		



再審査の申請内容に応じて以下の書類を追加してください。

提出する書類		チェック欄
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (W10)		
◆技術者 (CPD取得) 関係		該当内容を再審査請求する業者は必要
3	(1) (別紙3)その他の審査項目 (社会性等) ※新様式	
	(2) (別紙2)技術職員名簿 ※新様式	
	(3) (様式第4号)CPD単位を取得した技術者名簿 (技術職員名簿に記載のある者を除く) ※新様式	
	(4) (3)に記載した技術者のうち、CPD単位取得者の社会保険の標準報酬決定通知書の写し (再審査に係る審査基準日の直前のもの)	
	(5) (3)に記載した技術者のうち、CPD単位取得者の社会保険証 (適用除外事業所においては出勤簿及び給与台帳等)の写し	
	(6) (3)に記載した技術者のうち、CPD単位取得者の資格者証等の写し ※実務経験が必要な場合は別記様式2「実務経験者名簿 (経営事項審査用)」の提出が必要	
	(7) (2)及び(3)に記載した技術者のうち、CPD単位取得者のCPD認定団体によるCPD取得単位の証明書の写し (再審査に係る審査基準日前1年間の取得状況)	
◆技能者 (レベル向上) 関係		該当内容を再審査請求する業者は必要
4	(1) (別紙3)その他の審査項目 (社会性等) ※新様式	
	(2) (様式第5号)技能者名簿 ※新様式	
	(3) (2)に記載した技能者のうち、レベル向上者と控除対象者の社会保険の標準報酬決定通知書の写し (再審査に係る審査基準日の直前のもの)	
	(4) (2)に記載した技能者のうち、レベル向上者と控除対象者の社会保険証 (適用除外事業所においては出勤簿及び給与台帳等)の写し	
	(5) (2)に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価 (レベル判定) 結果通知書の写し (再審査に係る審査基準日以前3年間に受けたもの)	
	(6) (2)に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価 (レベル判定) 結果通知書の写し (再審査に係る審査基準日の3年前の日以前に受けたもの) ※初めて能力評価基準によるレベル判定を受けた場合は提出不要	
	(7) (2)に記載した技能者のうち、レベル向上者と控除対象者が従事した建設工事の施工体制台帳の作業員名簿の写し	
労働福祉の状況 (W1) における法定外労災		該当内容を再審査請求する業者は必要
5	(1) (別紙3)その他の審査項目 (社会性等) ※新様式	
	(2) 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者との法定外労災の保険証券の写し (再審査に係る審査基準日を有効期間に含み、かつ、評価要件を満たしていることがわかるもの)	
技術職員数 (Z1) における監理技術者補佐		該当内容を再審査請求する業者は必要
6	(1) (別紙2)技術職員名簿 ※新様式	
	(2) 該当職員の監理技術者資格者証 (再審査に係る審査基準日時点で有効なもの)	

※ 審査の状況によっては、追加で資料提出を求める場合があります。